

学習者用端末等貸付要綱

制 定 令 2 . 12 . 22

最近改正 令 4 . 4 . 1

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「大阪市立学校」という。)に在学の児童生徒(以下「児童生徒」という。)が、学校教育活動の一環として行う学習活動等(家庭等における場合を含む。)において使用する学習者用端末(以下「端末」という。)及び家庭等における場合でインターネットを利用するために必要となるモバイルルータ(以下「ルータ」という。)を、教育委員会が調達する範囲内で児童生徒へ貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び貸付物品)

第2条 児童生徒の利用に供するため、端末を小学校1年生から中学校3年生まで(義務教育学校については1年生から9年生まで)の児童生徒の保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)。以下同じ。)に貸し付ける。

2 インターネット環境が整備されていない家庭等の児童生徒について、当該児童生徒の利用に供するため、ルータを保護者に貸し付ける。

3 貸し付ける端末及びルータは、児童生徒が在学する学校の校長が管理するものを充てる。

(申請)

第3条 保護者は、端末及びルータの貸し付けを受けるときは、第1号様式による学習者用端末等貸付依頼書(以下「依頼書」という。)を在学する学校の校長へ提出するものとする。

2 保護者は、児童生徒が在学する学校から他の大阪市立学校へ転出又は進学し、転出先又は進学先の学校において端末及びルータの貸し付けを受ける場合は、あらかじめ当該校の校長へ依頼書を提出するものとする。

3 保護者は、依頼書の内容に変更が生じた場合(学校名を除く。)は、校長に再度依頼書を提出するものとする。

(審査)

第4条 校長は、保護者からルータについて貸し付けの申請があった場合は、前条の規定により提出された依頼書を審査し、貸付の可否を依頼書中の学校使用欄へ押印し、保管する。

2 校長は、審査の結果、ルータを貸し付けないことを決定した場合は、依頼書に理由

を付してその写しを交付する。

(貸付期間及び貸付料)

第5条 端末の貸付期間は、児童生徒が大阪市立学校に在学する期間とし、ルータの貸付期間は、児童生徒が大阪市立学校に在学し、当該児童生徒の家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間とする。ただし、在学期間中に端末及びルータの更新を行う場合は、当該更新が行われるまでの期間とし、更新前に使用している端末及びルータと同様の条件で保護者に貸し付けるものとする。

2 端末及びルータの貸付料、並びにルータの通信料は、無料とする。

(管理)

第6条 学校は、端末及びルータの貸付状況を第2号様式による学習者用端末等貸付簿（以下「貸付簿」という。）により、校長の責任において管理する。

2 校長は、貸付状況に変更が生じた場合は、貸付簿に記載しなければならない。

3 校長は、教育委員会の求めがあった場合は、当該貸付状況を報告しなければならない。

(返却)

第7条 保護者は、児童生徒が在学する当該学校から転出又は卒業する場合、あるいは端末又はルータの更新を行う場合、速やかに端末及びルータを当該学校の校長へ返却しなければならない。

2 保護者は、家庭等でのインターネット環境が整備された場合は、速やかにルータを校長へ返却しなければならない。この場合において、速やかに返却されない場合は、校長が督促する。

3 校長から返却の要請があった場合、保護者は速やかに端末及びルータを校長へ返却しなければならない。保護者は、返却の要請を受け端末及びルータを返却した後、再び貸付を希望する場合は、再度依頼書を校長へ提出するものとする。

4 学校は、返却された端末及びルータを貸付簿の内容と照合し、確認出来れば、貸付簿の終了日に記入する。

(破損、紛失等)

第8条 保護者は、端末又はルータについて破損、紛失等が発生した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失等届（第3号様式）を校長へ提出しなければならない。

2 校長は、前項の届出があった場合、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

3 児童生徒又は保護者等による故意又は重大な過失によって生じた破損、紛失等であると認める場合で、別に定める基準に該当するときは、校長は当該児童生徒の保

護者に弁済を求めるものとする。ただし、特に児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を踏まえる必要があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。
- 2 学習者用端末等貸付要綱（令和2年9月17日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

学習者用端末等貸付要領

制定 令 4 . 3 . 29

(趣旨)

第1条 この要領は、学習者用端末等貸付要綱（令和2年12月22日制定。以下「要綱」という。）第8条第3項に規定する児童生徒等の故意又は重大な過失によって学習者用端末等を破損、紛失等した場合における当該児童生徒等の保護者への弁済基準及び弁済手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 本要領に規定する「学習者用端末等」とは、要綱第3条に定める学習者用端末等貸付依頼書（第1号様式）に基づき保護者へ貸し付けた物品とする。

2 要綱第8条第1項及び第3項に規定する「破損、紛失等」とは、破損、分解、損壊、改造、改変、故障、毀損、紛失、盗難、滅失、譲渡、転貸、売却、その他学習者用端末等が正常に動作できない状態となった場合をいう。

(弁済基準)

第3条 要綱第8条第3項の別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 故意については、児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為

・学習者用端末等の譲渡、売却 など

(2) 重大な過失については、児童生徒又は保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損又は紛失等に至ったと認められる場合

例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合

・紛失、盗難（警察に盗難届など被害届を提出し、受理された場合を除く）

・保護者等の判断による廃棄

・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に自ら屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

2 第1項に基づき当該児童生徒の保護者に弁済を求める場合、校長は当該児童生徒が自己責任を自覚し、社会規範意識を醸成できるよう、当該児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うものとする。

(弁済方法)

第4条 弁済は実費弁済とする。ただし、機器本体価格（モバイルルータについてはSIMカード初期手数料を含む）を超える場合、当該機器本体価格を上限とする。

- 2 保護者に弁済を求める場合、校長は、要綱第8条に定める学習者用端末等破損・紛失等届(第3号様式)に、弁済の状況を記載の上、事前に教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

- 1 学習者用端末(付属品を含む。以下「端末」という。)やモバイルルータ(付属品を含む。以下「ルータ」という。)を借り受けた児童生徒と保護者の皆さんは、注意をもって正しく使用・管理してください。
- 2 端末およびルータの使用については、次の行為を遵守してください。
 - (1) 学校が認めた学習活動等(家庭等における場合のものを含む。)以外の目的で使用しないこと
 - (2) 設定等を変更しないこと
 - (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
 - (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
 - (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
 - (6) セキュリティの維持に努めること
 - (7) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
 - (8) 他者に使用させ、または転貸しないこと
 - (9) 売却し、廃棄し、または故意に破損しないこと
 - (10) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと
 - (11) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと
 - (12) タブレット端末を使用する場合においては、ストラップ(ショルダーベルト)を使用するか、机の上において使用すること
- 3 学校から端末・ルータの利用および管理に関して別に指示があった場合、その指示に従ってください。
- 4 定められた使用条件に違反した場合または特に必要と認める場合、端末およびルータを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。
- 5 端末およびルータの貸付料は無料です。
ルータの通信料は、「学習者用端末等使用条件」に反した利用を行わない限り、大阪市が負担します。
- 6 貸付期間は、次のとおりです。
 - 端 末 大阪市立小学校(義務教育学校については前期課程)および中学校(義務教育学校については後期課程)に在学する期間
 - ルータ 大阪市立小学校、中学校、義務教育学校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間

※ ただし、更新を行う場合、更新前の端末・ルータは指定期日までに校長(学校)へ返却してください。

※ 貸付物品は、実際に在学する各学校の端末およびルータです。
- 7 返却などについて
 - (1) ルータを借り受けた後に、家庭等でインターネット環境を整備された場合は、速やかにルータを校長(学校)へ返却してください。
 - (2) 児童生徒が、在学する当該学校から転出または卒業する場合は、速やかに端末およびルータを当該学校の校長(学校)へ返却してください。
 - (3) 児童生徒が、在学する学校から転出または卒業する場合は、速やかに端末およびルータを当該学校の校長(学校)へ返却し、あらためて転出先または進学先の学校の校長(学校)へ依頼書を提出し借り受けてください。
- 8 端末およびルータを破損または紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失等届を校長(学校)へ提出してください。故意による破損や、重大な過失による紛失等が発生した場合、端末およびルータに係る実費弁償を負担していただく場合があります。なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。
- 9 その他、端末およびルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。

